

## 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館特別利用要項

平成6年9月26日

医学図書館長裁定

改正 平成7.4.24. 平成8.2.14

平成12.3.28 平成12.9.29

平成14.6.5 平成15.12.3

平成16.4.1 平成16.9.27

平成17.3.25

平成23.3.25

平成25.4.1

### (趣旨)

第1 この要項は、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館(以下「医学図書館」という。)の特別利用について必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要項において、「特別利用」とは、群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門図書館利用内規第3条及び群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門図書館利用細則(以下「細則」という。)第3条に規定された休館日、並びに細則第6条第1項に規定された開館時間以外において、入退館システムにより医学図書館を利用することをいう。

### (目的)

第3 特別利用は、図書館資料の有効利用を図ることにより、本学医学部、医学部附属病院、生体調節研究所及び重粒子線医学推進機構(以下「医学部等」という。)の教育・研究に資することを目的とする。

### (利用者の範囲)

第4 医学図書館を特別利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医学部等専任の教職員
- (2) 附属病院の医員、研修医
- (3) 大学院医学系研究科・大学院保健学研究科生
- (4) 医学部研究生
- (5) 医学部学生2年生以上
- (6) その他 群馬大学総合情報メディアセンター図書館部門医学図書館長(以下「医学図書館長」という。)が特に許可した者

### (特別利用の時間)

第5 特別利用できる時間は、次のとおりとする。ただし、医学図書館長が必要と認めただ場合は、これを変更することができる。

- (1) 医学図書館の閉館時間から翌日の開館時間まで
- (2) 12月28日から翌年1月4日までの期間を除く休館日の終日

(特別利用の範囲等)

第6 特別利用ができる範囲は、情報検索及び館内閲覧並びに複写とする。

2 特別利用ができる場所は、目録・情報検索室及び1階・2階の閲覧室並びに3階集密書架書庫とする。

3 ただし、医学図書館長が必要と認めた場合は、これらを変更することができる。

(特別利用の手続き)

第7 医学図書館を特別利用しようとする者は、所属する講座(等)の責任者またはチューターの署名を受けた所定の申請書を医学図書館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 許可した者(以下「利用者」という。)は、職員証または学生証をもって入退館するものとする。

(2) 医学図書館長は、利用者のうち、職員証または学生証を持たない者に対し、入退館用カードを交付する。

(入退館用カードの利用条件等)

第8 入退館用カードの交付を受けた者は、次の事項を遵守するものとする。

(1) 故意または重大な過失により、入退館用カードを紛失または損傷した場合は、速やかに医学図書館長に届けること。

(2) 入退館用カードを他の者に転貸しないこと。

(3) 利用者が第4条の各号に該当しなくなった場合は、交付された入退館カードは医学図書館長に返却すること。

(特別利用の制限)

第9 この要項を遵守しなかった場合及び不測の事態が生じた場合は、医学図書館長は特別利用を制限することができる。

(その他)

第10 医学図書館内においては、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 飲食をしないこと。(リフレッシュコーナーを除く)

(2) 退館時に無人となる場合は、窓の施錠をし、複写機・照明等の電源を切ること。

(3) その他、火災・事故等の元となる恐れのあることは一切行わないこと。

附則

この要項は平成25年4月1日より施行する。